







管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
0520151	行政書士の職務上請求書を使用し、取得することができる公的証明書類の拡充(外国人登録原票記載事項証明書)	外国人登録法 第4条の3第6項 外国人登録法施行令第2条	外国人登録原票については、外国人登録法第4条の3において原則非開示とされた上で、登録原票記載事項証明書の交付を請求できる者についても限定して定められているが、行政書士については請求が認められていない。		行政書士の職務上請求書を使用し、取得することができる公的証明書類に、後見登記簿に関する法律に基づく登記事項証明書(登記されていないことの証明書に限る。)、外国人登録法に基づく外国人登録原票記載事項証明書、市町村長発行に係る身分証明書(破産者ではないこと及び旧民法の禁治産、手筈治産者ではなく、また、後見登記の通知を受けていないことを証明する書類、戸籍に関する行政証明。)を加えられたい。	国民の利便性の向上、行政書士による円滑な事務の推進の観点から本提案を行うものである。現在、行政書士の職務上請求書を使用し、取得することができる公的証明書類は、住民基本台帳法に基づく住民票や除籍、戸籍法に基づく戸籍簿本や除籍簿本に限られる。それらの法律において特定事務受任者として行政書士(行政書士法人を含む。)が明記されている。このことは、行政書士法第1条の3に基づき官公署に提出する書類、権利義務又は事実証明に関する書類の作成(法定独占業務)に不可欠であるため、他人からの依頼があったことをもって、上記のうち必要な公的証明書類を職務上の権限で請求・取得することができることを公が認めているものと理解する。 近年の増進・多様化する行政規制に対して、行政書士は官公署に提出する書類作成業務として許認可申請を多く手掛けるが、外国人の増加や多様化する社会などの影響により法定添付書類が増え、職務上請求の枠組みが現在の社会状況に合っていないものと考えられる。 一般的に、法人が営業のために取得する許認可には厳格な許認可要件があり、法人役員の全てが成年後見人ではないことと確認として成年後見登記がされていないことの証明書の添付が法定されている。また、法人役員に外国人が就任することが多く、添付が法定されていないもの行政機関の指導により住民票の取り回しとして外国人登録原票記載事項証明書が必要とされている。さらに、法人役員の全てが破産者ではないことと確認として市町村長発行に係る身分証明書が求められることがある。したがって、職権における公的証明書類の拡充を求める。	C	II	外国人登録制度については、在留外国人の公正な管理に資するとの目的から、一般社会生活上の身分関係・居住関係の公証を法律上の目的としておらず、また、外国人の同一人性の確認の見地から、登録原票には戸籍や住民基本台帳には記載されない職業関係の事項を初め、写真、署名等が記載されていることから、原則として非開示とされている。したがって、一般社会生活上の要求から開示の範囲を拡大することは、本来、外国人登録制度上予定していないところであって、行政書士についても、例えば反対当事者に対する訴訟の代理そのものを自らの職務として遂行するような法律上の根拠及び事実上の必要性が生じない限り、職務上請求を認めることは困難である。						1 0 8 2 0 3 0	行政書士管轄総合事務所	東京都	総務省 法務省	
0520160	家事審判法第9条に基づく甲種審判事項(民法に基づく争訟性のない事務)の一部を開放する法律隣接職に開放する件	司法書士法第3条、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、裁判所に提出する書類の作成業務及び相談業務をすることはできない。違反者には罰金が科される。		家事審判法第9条に基づく甲種審判事項(民法に基づく争訟性のない事務)について、開放できる事務、開放できない事務に区分し、開放できる事務について関係する法律隣接職(税理士、行政書士)に開放されたい。	一国民の視点から、また、国民へのワンストップサービス向上の観点から、税理士、行政書士が家事審判法第9条に基づく甲種審判事項に關与すべく提案するものである。現行法では、司法書士又は司法書士法人でない者は、家庭裁判所に提出する書類の作成を業とすることはできない。専門的かつ高度な案件は国民の権利保全の観点から全く無関係ではない。 しかし、給付性がなく、かつ、簡易なものまで「裁判所に提出する書類は、国民の権利義務に多大な影響を及ぼすため、作成に当たっては高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、司法書士以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全の観点から適切でない。」とする一般解釈には異論がある。 9条各号を個別に見てみると、1号「財産の管理者の選任その他の財産の管理に関する処分」、日常業務の延長線にある税理士に最も適格性があり、行政書士においても適格性がある。 行政書士の関係では、6号の「子の氏の変更についての許可」は行政書士による離婚協議書作成の延長線上にある。子の親権者が氏を婚姻前の氏に戻す場合には市町村役場への対応で済むが、子の場合は家庭裁判所の許可が必要となり、行政書士は関与することができない。その他代表例では、29号「相続の放棄の申述の受理」、34号「遺言書の検認」などが挙げられる。 甲種審判事項の申立書は、家庭裁判所に備付けられた定型書類で、記載例を見ながら誰でも容易に作成できるが、事案に応じた法的な素養は当然必要である。税理士、行政書士はそれら素養は十分に満たしているものとする。誰が、誰の役に立つ制度なのか、関係団体と協議の上、真摯に検討頂きたい。	C	I	裁判所へ提出する書類は、国民の権利義務に多大な影響を及ぼすものであり、作成に当たっては高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全の観点から適切でない。	提案主体は甲種審判事項のうち個別の項目について、税理士と行政書士に担わせることを求めていることから、提案主体が掲げた事項のそれぞれについて回答された。					1 0 8 3 0 1 0	個人	東京都	法務省	
0520170	行政書士への法律相談の開放	弁護士法第72条、第77条第3号	弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また、その違反者には罰金が科される。		行政書士は、当事者を代理して遺産分割協議書、契約書を作成できることから、一般市民から相談を受けることが多い。にもかかわらず、弁護士法72条により、法律相談はできないとされている。法的紛争事件を扱う弁護士や認定司法書士とは異なり、行政書士は紛争回避するための契約書等の作成を扱う国家資格者である。また、多くの国民は、裁判ではなく当事者同士で円滑に事件を解決したいと望んでいる。したがって、行政書士が法律相談を受けられるようになれば、法的紛争事件の増加を抑制することができると考える。	弁護士法第72条が無資格者による他人の法律事務への介入を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者その他関係人らの利益を損ない、法律秩序を害するおそれがあるからである。この趣旨からすれば、厳格な資格要件が設けられ、かつ、その職務の遂行に立派な進歩のための必要な規律に服すべきものとされるなど、法律専門家としての能力的・倫理的担保を図るための諸般の措置が講じられた弁護士が法律事務を独占することには、十分な合理性、必要性があると考えられる。 要望の「法律相談」が具体的にいかなるものを指すのかわからないが、弁護士法72条の「法律事務」に該当するものをいうのであれば、その範囲は極めて多岐に渡り、かつ、当事者その他関係人らの利益に重大な影響を及ぼすものであり、幅広い法律分野に関する法律知識と専門的能力が必要とされる。したがって、このような法律事件の法律事務を扱うものについて、弁護士と同程度に、法律専門家として求められる能力や倫理が担保されていることが必要であり、このような能力や倫理の担保なく、弁護士以外の者が法律事件についての法律事務を行うことを認めることは相当でない。	C	I							1 0 8 6 0 1 0	個人	京都府	法務省	